

〔別 紙〕
様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和5年9月1日 至 令和6年8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人碧山会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☐ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 鹿児島県奄美市名瀬石橋町7番1号

(3) 設立認可年月日 平成9年9月 1日

(4) 設立登記年月日 平成9年9月16日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	岩崎 一志	介護老人保健施設アマンデー 管理者 記念クリニック奄美 管理者
理 事	岩崎 勇登	
理 事	勝村 克彦	法人本部長
理 事	福留 成吉	小規模多機能ホーム家族の家かさり 管理者
監 事	中里 洋樹	

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	朝沼クリニック	4614210245	奄美市名瀬石橋町 7番1号	一般病床 13床 療養病床 5床
診療所	記念クリニック 奄美	4614210427	奄美市笠利町節田 1450-1 大湊1450-1	一般病床 11床

				[医療保険 11床]
介護 老人 保健 施設	アマンデー	4653280067	奄美市笠利町節田1451-1	入所定員 70名 通所定員 35名

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
居宅介護支援事業所 （たちがみ）	奄美市笠利町節田大湊 1450-1	
小規模多機能型居宅介護事業 （家族の家かさり）	奄美市笠利町辺留 37-1	

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考
無し		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年10月25日 令和4年度決算の承認について

令和6年 9月 6日 記念クリニック奄美の事業譲渡の承認について

令和6年 8月28日 理事の役員報酬について

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

無し

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

無し

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

無し

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

無し

(9) その他

無し

様式 2

法人名 医療法人碧山会
所在地 鹿児島県奄美市名瀬石橋町 7 番 1 号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 6 年 8 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	816, 727 千円
2. 負 債 額	927, 627 千円
3. 純 資 産 額	△ 110, 900 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	185, 767
B 固 定 資 産	630, 960
C 資 産 合 計 (A + B)	816, 727
D 負 債 合 計	927, 627
E 純 資 産 (C - D)	△ 110, 900

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))



法人名 医療法人碧山会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県奄美市名瀬石橋町7番1

貸 借 対 照 表

(令和6年8月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	185,767	I 流動負債	174,567
現金及び預金	20,481	支払手形	0
事業未収金	97,319	買掛金	12,669
有価証券		短期借入金	98,500
たな卸資産	6,746	未払金	6,559
前渡金	3,850	未払費用	16,087
前払費用	108	未払法人税等	141
その他の流動資産	57,263	未払消費税等	353
II 固定資産	630,960	前受金	37,657
1 有形固定資産	627,305	預り金	2,601
建物	591,198	前受収益	0
構築物	233	その他の流動負債	0
医療用器械備品	4,301	II 固定負債	753,060
その他の器械備品	3,557	医療機関債	0
車両及び船舶	916	長期借入金	745,141
土地	27,100	繰延税金負債	0
建設仮勘定	0	その他の固定負債	7,919
その他の有形固定資産	0	負債合計	927,627
2 無形固定資産	3,191	純資産の部	
借地権	0	科 目	金 額
ソフトウェア	2,478	I 出資金	5,000
その他の無形固定資産	713	II 資本剰余金	126,581
3 その他の資産	464	III 次期繰越剰余金	△ 242,482
有価証券	0	IV 評価差額金合計	0
長期貸付金	73		
保有医療機関債	0		
その他長期貸付金	0		
役員等長期貸付金	0		
長期前払費用	0		
繰延税金資産	0		
その他の固定資産	391		
資産合計	816,727	純資産合計	△ 110,900
		負債・純資産合計	816,727

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4 - 1

法人名	医療法人碧山会	※医療法人整理番号				
所在地	鹿児島県奄美市名瀬石橋町 7 番 1 号					

損 益 計 算 書

(自 令和 5 年 9 月 1 日 至 令和 6 年 8 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		510,867
2 事業費用		
(1) 事業費	579,085	
(2) 本部費	0	579,085
本来業務事業損失		△ 68,218
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		68,575
2 事業費用		57,938
附帯業務事業利益		10,637
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		△ 57,581
II 事業外収益		
受取利息	6	
その他の事業外収益	15,900	15,906
III 事業外費用		
支払利息	11,841	
その他の事業外費用	577	12,418
経常損失		△ 54,093
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純損失		△ 54,093
法人税・住民税及び事業税	141	
法人税等調整額	0	141
当期純損失		△ 54,234

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人碧山会
所在地 鹿児島県奄美市名瀬石橋町7番1

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当無し									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当無し							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人碧山会

理事長 岩崎 一志 殿

私は、医療法人碧山会の令和5年会計年度（令和5年9月1日から令和6年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

【監査の方法の概要】

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

【監査結果】

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年11月25日

医療法人碧山会

監事 中里 洋樹

